

# 後期基本計画（素案）

（第2章関連）

平成23年6月21日現在

## 第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

### 第1節 水とみどりの保全と活用を進めます

#### 第1項 緑化の推進

##### (1) 現況と課題

- 本町の魅力である豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、町民・企業・行政が一体となって緑の保全に対し理解を深める必要があります。  
しかしながら、都市化の進展により自然環境は減少していることから、自然環境保護に向けた取り組みが求められています。
- 本町の緑の現況としては、神社や寺社、屋敷林などによるところが多く、保存樹木・樹林指定は、平成22年4月現在（52本・16,379㎡）となっていますが、土地利用や管理上の問題などから個人所有の樹木・樹林は減少しています。町内の良好な環境を保全するために、緑化まつりや緑化団体の育成を通じて緑の重要性をPRし、緑の確保につなげる必要があります。
- 本町は、相模川をはじめ小出川や目久尻川など水とのつながりの強い土地柄であり、現在でも水辺空間は貴重な自然環境を残していることから、水辺空間を保全しながら活用し、やすらぎと潤いを与える場の整備が求められています。
- 水と緑のまちづくりを推進するにあたっては、事業の計画的な推進及び実現性を確保するために、財源等を含めた進行管理のあり方や、整備・維持管理に関し、町民、ボランティア、企業などとの協働による推進が必要です。

##### (2) めざす姿

- 豊かな自然環境が保全されている。
- 町民が水とみどりに親しみ、生活にうるおいを与えている。

##### (3) 基本方針

- 自然保護への意識の高揚に努め、自然と親しめる環境づくりを図ります。
- 水と緑に親しめる環境の整備を進めます。

##### ◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・緑化の推進に対する意識を向上する
- ・生活道路など身近な公共空間の雑草等の刈込は住民で実施する
- ・近所のみならず、活動場所を拡大して、町民による緑化を実施する
- ・雑草とりなどにより、農地の保全に協力する
- ・河川（小路等も含む）の美化、管理等に参加する

## (4) 施策の方向

### ◆良好な緑の保全

- ・本町に残された貴重な自然を大切に守り育てるとともに、緑化に対する意識の高揚と、まちぐるみで緑化運動を進めます。

### ◆水と緑のまちづくりの推進

- ・水とふれあえる川辺の整備と、自然を生かした河川の整備を進めます。
- ・「緑の基本計画」や「新 川と文化のまちづくり計画」などを基本に、生物多様性などに関する状況把握も踏まえ、計画的な整備、良好な自然環境を確保します。

## (5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
			H22	H26	H29	H32
自然環境保全地域面積	ha	H22	H26	H29	H32	
		11.1	11.1	11.1	11.1	
保存樹林指定面積	m <sup>2</sup>	H22	H26	H29	H32	
		16,379	16,379	16,379	16,379	
緑化まつり参加者数	人	H22	H26	H29	H32	
		17,500	18,500	19,250	20,000	

## (6) 主要事業

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ○樹木管理事業    | ○さがみグリーンライン整備促進事業 |
| ○保存樹木補助事業  | ○目久尻川ふるさとの川整備事業   |
| ○緑化まつり開催事業 |                   |

# 第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

## 第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

### 第1項 環境共生の推進

#### (1) 現況と課題

- 今日の環境対策は、地球規模で考え地域から、さらには町民一人ひとりが行動をおこす必要があります。そのために環境に関わる施策を総合的、計画的に推進するとともに、町民・事業者が環境に関する認識を深めるための教育や学習が必要です。また、同時に環境に対する情報の提供を適切に行う必要があります。
- 平成5年3月に、「寒川町民は、自らも自然の一員であることを自覚し、町・町民・事業者が一体となり地球環境にやさしいまちづくりに取り組む」環境宣言を行い、平成13年に寒川町環境基本条例を制定しました。その後寒川町環境基本計画を平成15年3月に策定し、現在もこの計画を改定しながら取り組みを進めていますが、取り組みの効果が短期間で現れないものも多く、継続的に取り組む必要があります。

#### (2) めざす姿

- 町民・事業者等が環境と共生した暮らしをしている。
- 町民・事業者等が環境共生意識を持ち、環境活動に積極的に参加している。

#### (3) 基本方針

- 環境に関わる施策を総合的、計画的に推進します。
- 地球環境に配慮した環境と共生したまちづくりを進めます。

#### ◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・環境保全活動に対して、町と町民のネットワーク、実行部隊をつくる
- ・環境共生に対する意識や知識の向上と、それに合った行動を実践する
- ・環境保全に関する行政等からの町民へのお知らせ(啓発)に協力する

## (4) 施策の方向

### ◆環境施策の総合的推進

- ・今後も環境基本計画の方向性に基づき、環境に関わる諸施策を進め、また、計画の進行管理による取り組みを進めます。

### ◆環境教育・学習の推進

- ・環境問題の認識を深めるため、幅広い世代への環境教育・学習の場を提供する取り組みを進めます。

### ◆環境情報の提供

- ・環境にかかる現状や課題を広く認識するため、情報を適切に提供する取り組みを進めます。

### ◆地球温暖化防止対策の推進

- ・地球温暖化に代表される世界規模で顕在化している問題に、本町としても取り組んでいくため、多様な施策の連携や協働のほか、町及び藤沢市、茅ヶ崎市の広域による取り組みなどにより推進を図ります。

## (5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
環境学習講座や自然観察会の参加人数	人	H21	H26	H29	H32	
		64	80	120	120	
町役場(本庁舎・分庁舎・東分庁舎)の床面積当たりの二酸化炭素排出量	kg/m <sup>2</sup>	H21	H26	H29	H32	
		48	45.1	43.5	42.5	
町内事業者(従業員20人以上)の環境マネジメントシステム(ISO14001等)の導入件数	件	H21	H26	H29	H32	
		56	60	63	66	

## (6) 主要事業

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ○環境基本計画推進事業   | ○地球温暖化防止対策の推進事業 |
| ○環境教育・学習の推進事業 |                 |
| ○環境情報の提供事業    |                 |

## 第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

### 第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

#### 第2項 公害の防止

##### (1) 現況と課題

- 公害対策については、適切な監視体制、現状把握に努める必要があるほか、専門的知見による判断と迅速な対応が求められています。
- 公害について、町民・事業所・行政が情報共有し、公害の防止に対する認識を深めることが必要です。

##### (2) めざす姿

- 公害のない暮らしが保たれている。

##### (2) 基本方針

- 公害防止に関する啓発等を実施し、防止対策の推進を図ります。
- 町と事業所が相互に協力して、公害防止対策に取り組み、事業所と地域が良好な関係を築くしくみを作ります。
- 発生した公害等の問題に対しては、行政は関係機関と連携し、適切な対応にあたります。

#### ◆町民満足度 後期基本計画策定アンケート調査（平成21年）

公害の防止 現状評価の平均値：2.85 （61施策中34位）

## (4) 施策の方向

### ◆啓発強化と情報収集

- ・公害の発生を未然に防止するための啓発や研修を事業所等に行うとともに、情報収集を行います。

### ◆適切な調査・監視の実施

- ・生活環境を保全するため、県が行う環境測定だけでは町内の環境監視は十分でないと判断し、県の測定を補完する町独自の測定について、新たに基準を作成し、公害対策に係る測定や調査を実施していきます。
- ・専門的知見を要する公害対策については、早い段階で県をはじめとする関係機関と連携して改善指導を進めます。また、迅速で効果的な対応を行い、必要に応じて継続監視等を行います。

### ◆環境保全協定による公害防止の推進

- ・一定規模以上の事業所と新たに結んだ環境保全協定に基づき、町と事業所が相互に連携し、公害の未然防止や発生時の速やかな対策を図ります。

## (5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値		
公害の未然防止に関する啓発社数や研修会に参加した事業社数	社数	H22	H26	H29	H32
		230	258	279	300
環境測定項目の環境基準達成率	%	H21	H26	H29	H32
		98	100	100	100
環境保全協定締結の対象事業所との締結割合	%	H22	H26	H29	H32
		83	100	100	100

## (6) 主要事業

- 公害防止対策事業
- 水質等検査事業

## 第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

### 第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

#### 第3項 資源の有効活用の推進

##### (1) 現況と課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの量は増加しているとともに、ごみの質や種類も多様化し、処理が困難なものも増加傾向にあります。  
本町では、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、資源物の4分別収集を行っており、今後もしサイクルの推進から分別収集を継続し、ごみの減量化・資源化を図ることが必要です。
- 平成13年の家電リサイクル法施行以降、廃家電などの不法投棄が増えている状況にあり、その対応が求められています。
- 限りある資源の有効活用を図るため、自然エネルギーをはじめとするクリーンエネルギーの普及や省エネルギーの推進が求められている中で、東日本大震災による発電設備の停止に伴う影響により、今後も夏期・冬期において電力不足が懸念されており、原子力に依存していた電力需給構造の転換のみならず、節電、省エネが当たり前のライフスタイルへの転換が求められています。
- 電気自動車の普及については、広域行政による取り組みを進めていく必要があります。

##### (2) めざす姿

- 分別収集によるごみの資源化が行われている。
- クリーンエネルギーが普及されている。

##### (3) 基本方針

- 環境負荷の低減を図るため、ごみの減量化とリサイクル活動を進めます。
- 地球環境にやさしいエネルギーの導入を進めます。

##### ◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

- ・資源の有効活用に対する意識を向上する
- ・「リサイクルが一番ではなくリデュース、リユースがあって次がリサイクルである」という考え方を広める
- ・家庭(職場)ごみを「正しく分別」「正しく処理」し、減量する
- ・ゴミの減量、アイドリングストップなど、資源の有効活用につながる意識を町民レベルで向上し、全員で取組む、一人ひとりが先ずはやれることから取組む



## (4) 施策の方向

### ◆ごみの減量化・資源化の推進

- ・ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源化や減量化を進めます。
- ・ごみになるものをなるべく使わず（リフューズ）、ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）に取り組むため、町民一人ひとりの主体的な行動を促すよう、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動を実施します。

### ◆エネルギーの有効活用の推進

- ・限りある資源を有効活用し、**節電や省エネが当たり前のライフスタイルとなるような意識啓発を図ります。**また、太陽光などのクリーンエネルギーの導入を推進していきます。
- ・省エネルギー技術、商品の普及啓発について、県や関係機関と連携して取り組みます。

## (5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
ごみの1人1日当たりの排出量 (排出原単位)	g/人・日	H21	H26	H29	H32	
		869	820	790	760	
電気自動車導入累積件数	件	H22	H26	H29	H32	
		2	18	30	42	
リサイクル率	%	H21	H26	H29	H32	
		22.1	28.0	31.5	35.0	

## (6) 主要事業

○ごみ減量化推進事業  
○資源物分別処理推進事業

○クリーンエネルギーの有効活用事業

## 第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

### 第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

#### 第4項 廃棄物の適正処理

##### (1) 現況と課題

- 多様化する処理困難物について、今後、状況を把握しながら対応を検討していく必要があります。湘南東ブロックごみ処理計画に基づく茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設の整備や焼却炉の大規模な改修工事も必要です。
- 本町には、最終処分場がないことから、町外での埋め立て処分を行っていますが、最終処分場にも限りがあるため、今後ともごみ減量化などの推進が必要です。
- 本町では、し尿・浄化槽汚泥を各世帯から収集し、し尿処理場（美化センター）へ搬入していますが、し尿等の搬入量は、減少から横ばい傾向にあります。施設利用は今後も継続されますが、機器の老朽化による施設の維持・管理経費の増加が懸念されます。また、町と茅ヶ崎市の状況により、施設のあり方等を今後は検討する必要があります。

##### (2) めざす姿

- 廃棄物が適正に処理されている。
- 適正にし尿処理が行われている。

##### (3) 基本方針

- ごみの収集時における分別の徹底による資源化により、適正な処理を図り、循環型社会を目指します。
- ごみ処理施設整備について、効率的な施設整備を図ります。
- 衛生的で、効率的なし尿処理を図ります。

#### ◆町民満足度 後期基本計画策定アンケート調査（平成21年）

ごみの収集処理対策の推進 現状評価の平均値：2.135 （61 施策中 59 位）

## (4) 施策の方向

### ◆収集処理体制の充実

- ・多様化するごみの収集と処理の体制の充実を図り、快適な生活環境を維持します。

### ◆ごみ処理施設の整備

- ・ごみ処理施設の整備については、粗大ごみなどの新たな施設や、既存施設の長寿命化を含め、広域化の中で効率的な施設整備を進めます。

### ◆資源循環型社会の構築

- ・広域化によるごみ処理を推進し、更なる循環型社会の検証を行います。
- ・広域による資源物処理施設の運転に合わせ、適正な分別により、資源化を推進し、循環型社会を目指すとともに、焼却灰等の埋立量を減らします。

### ◆し尿処理対策の確保

- ・し尿等の量の推移を考慮しながら、施設の長寿命化のため計画的な管理運営を推進するとともに、町と茅ヶ崎市の状況により、施設のあり方等について検討します。

## (5) 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	目標値			
			H26	H29	H32	H32
焼却灰発生量	t/年	H21	H26	H29	H32	
		1,689	1,577	1,512	1,443	
最終処分地確保数	箇所	H22	H26	H29	H32	
		1	2	2	2	

## (6) 主要事業

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ○じん芥収集運搬処理事業   | ○し尿収集運搬事業 |
| ○処理困難物処理事業     | ○し尿中間処理事業 |
| ○最終処分地確保対策事業   | ○し尿最終処理事業 |
| ○広域じん芥処理施設整備事業 |           |
| ○粗大ごみ処理施設整備事業  |           |